

2017年12月1日
日本郵便株式会社

国際郵便約款の改正等

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、新たな万国郵便条約の施行等に伴い、2018年1月1日（月・祝）に国際郵便約款を改正しますのでお知らせします。

1 新たな万国郵便条約の施行等に伴う改正

(1) 「書状」に関する改正

現在、万国郵便連合（UPU）においては、e コマース等の市場ニーズへの対応、迅速な通関支援、航空保安対応等のため、国際郵便商品の長期的な再編成を進めており、今回の改正により「書状」に包有できる内容品は書類のみとなります。^(注1)

(2) 「速達」に関する改正

万国郵便条約において「速達」が廃止されたことに伴い、「速達」の取扱いを廃止します。

(3) 危険物に関する改正

万国郵便条約において、IATA 危険物規則書等に規定する航空危険物に該当するもので一定の条件^(注2)を満たす場合は船便扱いとして引受けが可能となったことから、国際郵便約款においても、その枠組みを設けます。^(注3)

2 EMS タイムサーテンサービスの廃止

2000年に開始したEMS タイムサーテンサービスについては、取扱数の減少等に伴い、2017年12月31日（日）をもって廃止します。

なお、年末における同サービスの最終のお引受日等の詳細情報については、12月中旬までに弊社Webサイトにてお知らせします。

3 国際 e パケットライト取扱国・地域の拡大

新たに 2 か国・地域（インド及びマカオ）の取扱いを開始します（計 39 か国・地域）。

以 上

【注釈】

（注1）小形包装物については、従来どおり物品を送付する際にご利用できます。

（注2）国内及び国際的な運送規定及び規則に従い、かつ、航空運送されないことを条件として、相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した関係する加盟国の間において運送を認められたものについては、例外的に危険物を引き受けることが可能となる枠組み。

（注3）関係国間での合意が必要であり、現在、約 10 か国との間で送達の可否について調整中。

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-5931-55

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

平日 8:00～22:00

土・日・休日 9:00～22:00

※おかげ間違ひのないようにご注意ください。